

求職活動申立書

(令和8年度(2026年度)入所分)

令和 年 月 日

(あて先) 東海市長

申立者 住所 _____

(未就労者)

氏名 _____

園児名 歳児 _____

私は求職活動の認定開始月から、当該月を含めた3ヶ月の間、求職活動を行うことを確約いたします。なお、3ヶ月目の月の20日(20日が土日祝の場合は直前の開所日)までに翌月からの就労証明書(見込)を提出できない場合は、特別な事情がない限り、当該3ヶ月目の月の末日をもって保育必要性の認定の取消及び退所の手続きをします。

<確約事項>

- 認定開始月から1ヶ月経過後に、1ヶ月分の求職活動実績報告書(様式)及びハローワークカード又は受付票の写しを入所保育所等に提出すること。
- 認定開始月から3ヶ月目の20日までに残り2ヶ月分の求職活動実績報告書(様式)を入所保育所等に提出すること。

<特記事項>

- 認定開始月から3ヶ月目の20日(20日が土日祝の場合は直前の開所日)までに翌月からの就労証明書(見込)を保育所等に提出した場合、翌月以降の入所継続が可能となります。
- 3歳未満児の保育所等の利用可能日は、求職活動を実施した日のみとなります。3歳以上児は社会生活への適応の観点から、求職活動を実施していない日についても利用が可能です。

<添付書類>

- ハローワークカード又は受付票の写し

氏名(未就労者) _____